

一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入は2027年までに廃止されます

2023年11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、一般照明用の蛍光灯の製造・輸出入を、2027年までに段階的に廃止することが決定されました。
既に使用している製品の継続使用、廃止日までに製造された製品（在庫）の売り買い及びその使用が禁止されるものではありません。

廃止の時期（蛍光灯の種類ごとに廃止時期が異なります。）

種類	直管蛍光灯	環形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯
廃止年月日	2027年12月31日（※）	2027年12月31日（※）	2026年12月31日
写真（例）			

（※）直管蛍光灯と環形蛍光灯には一般タイプの「ハロリン酸塩系」蛍光灯とプレミアムタイプの「三波長系」蛍光灯の二種類があり、互換性があります。後者の方が高確率でより明るい仕様です。「ハロリン酸塩系」が2026年末、「三波長系」が2027年末に、製造・輸出入が禁止されます。

一般照明用蛍光灯の表示例



製品本体に付された品番が「F」で始まるものが蛍光灯です。

（蛍光灯に印字された品番に、三波長系蛍光灯のみ「3波長形」または「EX」と表示がありますが、これらの表示がないものはハロリン酸塩系のランプです。）

お手持ちの製品の蛍光灯が不明の場合は、お近くの蛍光灯取扱店またはメーカーにお問い合わせください。

LED照明への切り替え

一般照明用蛍光灯の製造・輸出入の廃止に伴い、LED照明への計画的な更新をお願いいたします。

切り替え工事が必要な場合があります。

LED照明への切り替えが難しい場合は、あらかじめ電気工事店等に交換用の蛍光灯確保についてご相談ください。

お問い合わせ先

経済産業省 化学物質管理課 TEL 03-3501-0080

環境省環境保健部 水銀対策推進室 TEL 03-5521-8260

※一般照明用ランプについては、一般社団法人日本照明工業会の資料を参照ください。

https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suigin_lamp_youto.pdf